第8回統計データの二次的利用促進に関する研究会議事概要

1 日 時: 平成 22 年 12 月 10 日 (金) 14:00~15:50

2 場 所:総務省第2庁舎 6階特別会議室

3 出席者:廣松座長、縣委員、椿委員、安田委員(玄田委員は欠席)

≪オブザーバー≫

内閣府(統計委員会担当室)、内閣府(経済社会総合研究所)、総務省統計局、財務省、 文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、独立行政法人統計セ ンター、日本銀行(環境省は欠席)

≪事務局≫

総務省政策統括官(統計基準担当)統計企画管理官室(池川政策統括官ほか7名)

- 4 議 題:(1) 研究会報告以降の経緯等について
 - (2) 研究会で検討すべき課題について
 - (3) 研究会の当面の検討について
 - (4) その他

5 議事の概要及び意見等

研究会再開に当たり、池川総務省政策統括官から挨拶があり、続いて各委員の紹介が行われた。 また、事務局より資料1を用いて本研究会の再開の趣旨、開催要領の説明が行われた。

○ 議題1 研究会報告以降の経緯等について

事務局より、資料2に基づき、改正統計法成立以降の制度設計と利用状況について、資料3に基づき二次的利用を取り巻く状況について、資料4に基づき二次的利用の利用目的の制限等について説明が行われた。

(主な意見、質疑応答)

- ・ 研究会名等「二次利用」から「二次的利用」に変更されているがその理由は何か。(廣松座長)
 - → 研究会発足時、目的外利用について「二次利用」という用語を用い細かい使い分けを行ってなかったが、公的統計基本計画閣議決定後、統計法第33条以降の目的外利用について「二次的利用」として使い分けた。これに沿って変更した。(事務局)
- ・ 経済産業省で匿名化技術の開発を行っているようであるが統計調査における匿名化技術とは 異なるものなか。(椿委員)
 - → マーケティング情報等、民間情報を含むものの匿名化であり統計調査の匿名化とは意味が 異なる。(事務局)
- ・ オーダーメード集計は加工した結果のみを提供することから個人情報は漏れない、また、匿名データも属性の組み合わせで個別化を図らない限り匿名データを公表しても個人情報が本人の意志に反して利用されることはないという理解でよいか。(縣委員)
- → オーダーメード集計でも集計の結果により「1」といったものが出てくると特定化できる場合がある。このようなことが無いように運営しているが、調査対象者から見れば不安を感じることもあると考える。また、オーダーメード集計等で得られる情報のほか、世の中には様々な情報が氾濫しており、それらを掛け合わせると個人の情報にたどり着くということもある。その点も含めて考えていくべき。(事務局)
- 個人情報が秘匿されるかどうかという問題と同時に、利用目的として何が許され、また、許

されないかの検討が重要。(椿委員)

○ 議題2 研究会で検討すべき課題について

事務局より、資料5に基づき、検討すべき論点について説明が行われた。資料にない検討すべき課題があれば12月28日までに事務局に提出することとされた。

(主な意見、質疑応答)

- ・ 法律上はオーダーメード集計と匿名データの二種類しかないが、一般的に匿名データについては、海外で行われているいわゆるパブリックユースに近いイメージを持たれており、自由に使うことができると誤解されている方が多い。内容的に日本の匿名データは個票に近く、パブリックユースと異なる。パブリックユース的なものについて定義が必要。(安田委員)
- ・ たとえば高等学校の教室で二次的利用ができるようなデータの提供ができないか。(廣松座長)
- ・ 高等教育目的で匿名データの提供を受けても、利用条件が厳しいため、教育の現場では利用 困難な状況。教育目的の際の利用制限についても議論が必要。(安田委員)
- 前回までの検討事項と今回掲げられた検討事項と重複しているものがあれば整理してほしい。 前回の論点と、今回更に詳しくなった論点を教えて欲しい。また、海外の制度との比較についても議論を進める上で必要。できるだけ新しい情報が必要。(縣委員)
- ・ 第33条第2項の名簿利用について、改正統計法で利用できなくなったことを受けて強い要望がある。(廣松座長)
- ・ データアーカイブについて、公的統計基本計画の段階では匿名データのデータアーカイブということであったが、一般では調査票情報も含むと解釈されることが多く、これまで検討されていない。 I T戦略本部における検討は正にそういうことを目指していると思われる。それをどうするか検討する必要がある。(廣松座長)
- ・ 学校、電力会社等、公共機関等で情報公開され既に世の中に出ている情報であっても、統計 調査で得られた情報であって個別の情報は出せないという統計法の制限がある。この状況を統 計法ではどう考えるか大きな課題。大学については来年の 4 月からかなり細かい情報公開をす ることになっている。(廣松座長)
- → 学校教育法施行規則が改正され、大学は入学者数や在学者数など教育研究活動等の状況を 自ら公表することになった。現在、4月の施行に向けて各大学が公表の準備をしている状況。 ただし、学校基本調査で調査している項目と、大学が公表しようとしている項目は異なるなど いろいろな課題はある。(文部科学省)
- 調査票情報のオンサイト利用についても最初から議論できるという意識でよいか(安田委員)。→ そのとおり(事務局)。

○ 議題3 研究会の当面の検討について

事務局から、資料6に基づき、当面の運営として、平成23年3月までに検討の工程表を作成し、工程表に沿って検討すること、概ね2か月に1回程度の割合で開催予定であることが説明された。また、報告事項として本日ご欠席の玄田委員に対しては事前に事務局で資料を用いて説明を行ったこと、当面の検討スケジュールについて了解を得ている旨報告が行われた。スケジュールについて委員から意義もなく了解が得られた。

○ 次回の研究会は2月上旬予定。

(文責:総務省政策統括官(統計基準担当)付統計企画管理官付高度利用担当)